

第 7 3 号議案

ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例

ふじみ野市印鑑条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「健康保険の被保険者証などの本人と確認できる」を「市長が適当と認める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、健康保険の被保険者証が廃止されるため、ふじみ野市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。